

川崎市経済労働局職員企業等派遣研修要綱

平成17年3月31日

16川経庶第1035号

(目的)

第1条 この要綱は、企業等に職員を派遣し、企業等における経営理念、事業活動の実態等の知識を実務を通じて習得させることにより、幅広い視野と新しい発想に立って、行政施策を企画立案し、推進する人材の育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「企業等派遣研修」とは、経済労働局長が民間企業、財団法人等の公益法人及び民間の非営利組織等に職員を派遣して行う研修をいう。

(対象職員)

第3条 企業等派遣研修の対象職員は、原則として、派遣を開始する年度の4月1日において、在職3年以上の者とする。

(研修先企業)

第4条 職員を派遣する企業等（以下「研修先企業」という。）は、この研修の趣旨に理解を示し、職員を指導することが可能な企業のうちから、経済労働局長が選定する。

(研修生の決定)

第5条 企業等派遣研修に派遣する職員（以下「研修生」という。）は、局内公募に応じ、所属する課の課長の推薦する者うちから、経済労働局長が決定するものとする。

(研修の期間)

第6条 研修生を派遣する期間は、原則として3月以内とし、業務の繁閑、研修先企業の事情等を考慮して、経済労働局長が決定する。

(経費負担)

第7条 研修生の給料等については、市の関係規程に基づいて市が支給する。

2 研修生の通勤手当については、市の規程に基づいて市が支給する。

3 業務出張旅費、事務費等、研修生が研修先企業における業務執行に要した費用については、研修先企業が支給することを原則とする。

(勤務時間等)

第8条 研修生の勤務時間及び休日については、原則として、研修先企業の関係規程を準用する。

2 年次有給休暇等については、原則として、市の関係規程に従うものとする。

(災害の取扱い)

第9条 研修中は公務扱いとし、研修中に生じた災害及び研修先企業への通勤による災害が生じた場合は、地方公務員災害補償法の適用を受けるものとする。

(秘密を守る義務)

第10条 研修生は、研修先企業において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協定の締結)

第11条 企業等派遣研修の実施に当たって、必要であると認められるときは、市と研修先企業との間において、協定を締結することができる。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、企業等派遣研修の実施について必要

な事項は経済労働局長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月6日から施行する。